H27.9.10制定

H27.12. 1改正

R6.5.1改正

川西市職員の懲戒処分等の公表基準

令和６年５月１日

川西市総務部職員課

１．目 的

川西市における懲戒処分等を行った場合の処分内容等を公表することにより、市政に対する市民の理解と信頼を確保するとともに公務員倫理の確立の徹底と不祥事の再発防止に資することを目的とする。

２．公表対象

（１）地方公務員法に基づく免職、停職、減給又は戒告の懲戒処分

（２）刑事事件に関し起訴された場合の地方公務員法に基づく分限休職処分

３．公表内容及び公表時期

（１）免職、停職及び社会的影響の大きい事案

　　①公表内容

個人が識別されない内容のものとすることを基本として、事案の概要、処分内容及び処分年月日及び所属（課名）、職名、年齢等の被処分者の属性に関する情報を原則公表するものとする。

ただし、懲戒免職処分を行った場合は、原則として被処分者の氏名も公表し、それ以外の社会的に及ぼす影響が重大である場合も被処分者の氏名を公表することがある。

　　②公表時期

　　　　懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。

（２）減給、戒告の事案

　　①公表内容

個人が識別されない内容のものとすることを基本として、事案の概要、処分内容及び処分年月日及び所属（部名）、職名（課長級、一般職員等）、年齢（何十歳代）等の被処分者の属性に関する情報を原則公表するものとする。

　　②公表時期

　　　　懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。

ただし、速度超過等の交通法規違反（人身事故、物損事故及び措置義務違反を伴わないものに限る。）及び、一般服務に係る欠勤に伴う減給及び戒告処分については半年ごとに一括して公表する。（上半期分（４月～９月）及び下半期分（１０月～翌年３月））を、それぞれの半期終了後、1カ月以内に公表するものとする。）

４．公表の例外

被害者及びその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等においては、公表内容の一部又は全部を公表しないこととする。

５．公表方法

報道機関等への資料の提供及び、市のホームページへの掲載によるものとする。

６．適用期日

平成２７年１０月１日以降の懲戒処分等から適用する。